

コンプライアンス

法令遵守はもとより、社会的責任を果たす企業行動を徹底する上で、日立全体の従業員への規範意識の浸透は企業経営の基盤となる課題です。また、経済活動のボーダーレス化を受け、贈収賄・汚職をはじめとする不法行為の撲滅に、各国・地域の特性も踏まえつつ取り組む必要性も高まっています。

日立は、グローバル企業として、グループ全体で一貫したコンプライアンス体制の拡充を推進しています。

行動規範・コンプライアンスのグループ共有

日立グループ行動規範の周知徹底

日立製作所では、他社に先駆け1983年に「日立製作所企業行動基準」を制定するとともに、2010年にはグループ共通の行動規範として「日立グループ行動規範」を制定し、遵守について誓約しています。この行動規範は、21言語に翻訳されており、世界中の日立グループ従業員に共有されています。また、行動規範の周知徹底を図るために、eラーニング教材を日本語のほか英語、中国語など10言語で作成しています。

2018年4月には、企業活動には持続可能な社会の実現、人権や働き方、各種の危機管理などに関して、SDGsをはじめとする時代の要請を常に取り込む必要があるとの考えから、「日立グループ行動規範」の改訂を行いました。

日立グループ行動規範

<http://www.hitachi.co.jp/about/corporate/conduct/>

コンプライアンス体制の強化

日立グループでは、競争法の遵守、反社会的取引防止、贈収賄防止などそれぞれで個々の分野ごとに制定されていた規則、ガイドラインを、日立グループ行動規範を頂点とする規則体系「日立グローバル・コンプライアンス・プログラム」として2016年に再構築しました。

このプログラムを実行するための体制として、グループ全体のリスクマネジメントを統括する担当役員(日立グループリスクマネジメント責任者)のもと、ビジネスユニットと主要グループ会社ごとに経営層レベルのリスクマネジメント責任者を置き、それらをメンバーとする「コンプライアンスマネジメント会議」を通じてコンプライアンスに関する基本方針、情報の共有を図っています。また各リスクマネジメント責任者の下にはコンプライアンス・マネージャーを置き、リスクマネジメント責任者の職務を実務面で補佐する体制となっています。

海外では、世界11地域に地域コンプライアンス責任者を設置し、各地域における教育、情報共有などを実施するとともに、社外の専門家(弁護士)への相談窓口を設置するなどして地域内のグループ会社を側面からサポートしています。

コンプライアンスの状況については、内部監査部門がグループ全体を対象として定期的にコンプライアンス分野の監査を実施しています。

また、日立では社外の有識者をメンバーとする「アドバイザリー委員会」を設置してコンプライアンス全般について外部の知見を積極的に取り入れています。

コンプライアンス通報制度の導入

日立では、コンプライアンス担当部門または社外弁護士に直接通報できる「全社コンプライアンス通報制度」を導入しています。この制度は派遣社員や取引先も利用することができます。2017年度はグループ全体で360件の通報を受け付けました。すべての通報について調査を実施し、通報者には調査結果を回答するとともに、是正措置をとるなどの対応を行っています。今後も通報者の保護を第一に、適切な制度運用の維持、見直しを図ります。

また、経営幹部による違法または著しく妥当性を欠く業務執行について、従業員が直接、取締役に対し通報することができる「取締役会の窓」という通報制度も導入しています。

反社会的取引の防止

日立では、暴力団などの反社会的勢力との一切の関係を遮断するため、決して反社会的取引を行わないことを「日立グループ行動規範」に明記しています。また、取引先についても取引契約書に暴力団排除条項を盛り込み、定期的に審査を行うなどの対策を行っています。さらに、警察などの外部専門機関と連携しながら、反社会的勢力による接近の排除に努めています。

輸出管理の徹底

日立製作所は「日立グループ行動規範」に基づき「国際的な平和及び安全の維持のため、日本国内外の輸出入に関する法令を遵守し、内部規程に従って適切な管理を行う」ことを輸出管理の基本方針としています。この基本方針に則って「安全保障輸出管理規則」を制定し、日本国内および海外のグループ会社を含め、法令に基づいた厳格な輸出管理を行っています。

現在、国内外のグループ会社向けに輸出管理に関する講座を開催しているほか、日本語・英語・中国語でのeラーニングを毎年実施しています。

贈収賄防止の取り組み

日立では、2008年に日立グローバル・コンプライアンス・プログラムに「贈収賄防止に関する規則」を制定するとともに、接待、進物、寄付などについて具体的な金額の目安を示したガイドラインを作成し、遵守に努めてきました。2016年には、ファシリテーション・ペイメントについて禁止を明文化するとともに、取引先審査手続を明確化するなどの改定を行っています。こうした方針や規則の周知徹底のために、贈収賄防止に関するeラーニング(グローバル編)を日本語・英語・中国語のほか6言語で作成・展開し、国内外の日立グループ会社で活用しています。

贈収賄のリスクは、事業の内容、属する業界、事業を展開する地域、事業環境、取引の相手方などにより異なることから、日立では想定される贈収賄リスクのシナリオに基づいた調査を、2013年度より海外グループ会社(2017年度は約500社)を対象に実施しています。

2017年度において、贈収賄に係る違反や制裁を伴う案件は発生していません。

競争法違反防止の取り組み

日立は、「法と正しい企業倫理に基づいた行動」「公正で自由な競争」を事業活動の基本に掲げています。日立グローバル・コンプライアンス・プログラムでは、「競争法遵守に関する規則」に加え、関連した業務基準、ガイドラインを定めています。また、2017年には、これまで主に日本国内を念頭に置いて作成していた競争者との接触に関連する基準を海外向けにも作成しました。

2017年度は、欧州委員会から当社のグループ会社が制裁金の支払いを科されるという事案が発生しました。本件は2016年までに日本および米国の当局にて競争法違反の事実が確認されたコンデンサ事業に係るカルテル行為と共通の案件であり、当該グループ会社では、すでに再発防止策に取り組み、組織ごとの責任者の選任、参加業界団体の定期的な見直し、内外の違反事案情報の共有による啓発などの対策を行っています。

日立は、競争法違反行為の撲滅を信頼回復のための重要課題として、再発防止の取り組みを今後も行っていきます。

品質保証活動の取り組み

日立は「優れた自主技術・製品の開発を通じて社会に貢献する」という企業理念のもと、「品質、信頼性を第一」にモノづくりに取り組んでいます。それを実行するため、製品の企画・開発から設計・製造・出荷・保守サービスに至るすべてのプロセスにおいて、「組織・管理」「技術」「人財」の観点から品質保証の強化活動を推進しています。

「2018中期経営計画」達成に向け、2016年度からは品質面におけるサービス品質・製品信頼性の強化、品質マネジメント向上によるロスコスト低減を着実に進めています。

リスクアセスメントの徹底

日立は、安全な製品とサービスを提供することを責務としています。製品開発から生産、販売、保守に至るすべてのプロセスで安全性を確認するとともに、関連するビジネスユニットや研究所とも連携して幅広い見地からリスクアセスメントを行っています。

製品事故発生時の対応

製品事故が発生した場合は、製品担当部署が中心となって迅速に対応にあたります。重大な事故の場合は、法令に基づいて所管官庁に報告し、Webサイトなどを通じてお客様に情報を開示するとともに、日立グループ一体となって迅速かつ適切な措置を講じる体制を整えています。

アジア地域におけるグローバル品質保証人財の育成

日立では、グローバル品質を確保するための人財育成を行っています。現地生産拠点多く集まる中国・タイでは、品質管理技術の向上を目的とした講座を開設するほか、「品質保証責任者会議」を開催し、モノづくりに関する日立品質への意識向上や情報の共有化を図っています。